

手続案内が済んだ皆様へ（申立書セット受取後にやっていただくこと）

※あくまでも参考ですので、この通りしなくてはならないということではありません。

1 本人情報シートとそのコピー1部を準備してください。 （準備できたらチェック、以下同じ）

○ 本人情報シートは、ご本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃よりご本人を支援している福祉関係者（例えば、ケアマネジャー（介護支援専門員）、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカー等）に書いていただく資料です。この書面は、医師が診断書を作成する際の補助資料となるものですので、医師に対して診断書の作成を依頼する前に準備してください。本人情報シートの準備ができたら、（2で医師に提供する前に）家裁提出用のコピーを1部取っておいてください。本人情報シートの準備が難しい場合には、添付することなく医師に診断書の作成を依頼したり、家裁に後見等開始の申立てすることは可能です。

2 診断書・診断書附票の作成依頼をしてください。

- (1) 1において準備した「本人情報シート」の原本を、診断書等の作成を依頼する医師に提供してください。
- (2) 主治医又は精神科医に行っていたのが一般的ですが、諸事情により困難な場合は、他の病院・施設、精神科以外の医師でも構いません。

3 申立てに必要な戸籍書類の準備をしてください。

- (1) 診断書が出来上がらなくとも、同時に準備していただいで構いません。
- (2) 戸籍謄本等は、夫婦・親子のように申立人等と同一戸籍に記載されている場合は、1通取得していただくだけで結構です。

4 法務局で本人の『登記されていないことの証明書』を請求して取得してください。

- (1) 旭川法務局の住所は、旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合同庁舎内です。
- (2) 請求する際には、3で取得した戸籍類が必要になる場合がありますが、必ず法務局の職員に『原本還付（げんぼんかんぷ）』してください。』と伝えてください。

5 診断書の内容を確認する（のり付け封筒に入っている場合でも開封して確認してください。）

- (1) 【重要】診断書が出来上がったら、診断書の『3 判断能力についての意見』を必ず見て、医師がどの にチェックしているか確認してください（別添「主治医から成年後見用の診断書を受け取った皆様へ」を参考にしてください。）。
- (2) 保佐の本人以外の申立ての場合で、代理権付与の申立てをする場合は、本人の同意が必要になります。その際は、同封の「代理行為目録」を完成させた上で、本人の了解をとり、同意書（保佐用）の必要項目にチェックし、本人の署名押印を受けてください。
- (3) 補助の本人以外の申立ての場合、本人の同意が必要になります。その際は、同封の「代理行為目録」及び「同意行為目録」のいずれか（両方提出する場合には両方）を完成させた上で、本人の了解をとり、同意書（補助用）の必要事項にチェックし、本人の署名押印を受けてください。

6 親族関係図及び親族の意見書を準備してください。

- (1) 親族関係図を作成して、推定相続人の範囲を確認してください。
- (2) 推定相続人のうち、作成に応じてもらえる方に、親族の意見書への記入・署名・押印をしてもらってください（作成に応じてもらえる方のみで結構です。）。

（配偶者 子 親 兄弟姉妹 その他 ）

7 申立書・申立事情説明書・後見人等候補者事情説明書^{*}を準備してください。 □

○ 成年後見Q & Aはお読みになりましたか、理解できない部分は申立時に確認してください。

※ 後見人等候補者事情説明書は、候補者がいる場合のみ、候補者自身に作成してもらってください。

8 収支予定表・財産目録・相続財産目録^{*}を作成してください。 □

○ 封筒裏面に記載してある『ご提出いただくご本人の財産関係の資料』と同封してある『家庭裁判所に提出する資料のコピーの取り方（後見等申立用）』を見て、必要な資料のコピーを用意し、財産目録に添付してください。

コピーは種類ごとに左上部をホチキスでとめ、財産目録の記載した順番に揃えるようにご協力ください。

9 全ての書類の準備ができましたか。 □

○ 申立書受付後、担当者から、申立人、候補者及び必要に応じてご本人から直接事情をお聴きする日程の連絡がありますので、スケジュールを把握しておいてください。